
**社会教育施設・教職員住宅に係る
長寿命化計画
（個別施設計画）
※概要版**

令和3年3月
新潟県教育委員会

1 計画策定の目的・対象等

(1) 目的

- ・本計画は、教育委員会所管の社会教育施設・教職員住宅の長寿命化やライフサイクルコストの削減を図りつつ、施設に求められる機能を確保し、適切な維持管理・補修・更新を継続して行うための具体的な方針を定めるものです。
- ・本計画の修繕・更新費用の試算は長期的な必要額の傾向を把握するためのものであり、修繕・更新費用に係る予算については、別途施設個々の精査が必要となります。
- ・なお、本計画は、「新潟県公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画です。

(2) 対象施設

- ・県教育委員会が所管する社会教育施設・教職員住宅
(延床面積200㎡以上の施設、現在未利用の施設を除く)

① 社会教育施設 (11棟、延床面積 32,951㎡)

近代美術館、文化財収蔵館、埋蔵文化財センター、県立図書館、少年自然の家

② 教職員住宅 (26棟、延床面積 11,457㎡)

2 計画期間

- ・令和3(2021)年度 ~ 令和32(2050)年度

3 対象施設の現状

(1) 対象施設の現状 (築年数)

① 社会教育施設

- ・築30年未満が9割を占めています。

② 教職員住宅

- ・築45年以上の建物が2割近く、築30年以上を合わせると7割を占めています。

(2) 対象施設の修繕・更新費用の見通し

① 社会教育施設

- ・少年自然の家(7棟)は平成29~30年度の完成であるが、他は築30年近い建物が多く、同時期に更新が集中することが見込まれます。

⇒耐用年数65年を前提とする改修費用の試算結果【A】

2021(令和3)~2050(令和32)年度の30年間で合計約63.5億円、年平均約212百万円

② 教職員住宅

- ・多くの建物が築30年以上であり、改修に多額の費用が見込まれます。

⇒耐用年数65年を前提とする改修費用の試算結果【A】

2021(令和3)~2050(令和32)年度の30年間で合計9.4億円、年平均31百万円

※ ①②ともに、一般財団法人建築保全センター提供の「BIMMS」(保全マネジメントシステム)により試算

(3) 施設の劣化状況

劣化が建物躯体へ悪影響を与える「外壁」と「屋根・屋上防水」の劣化状況を確認しました。

① 社会教育施設

- ・ 8割以上の施設が概ね良好又は劣化はあるものの部分的な修繕で対応可能な状態であることが確認されました。なお、近代美術館と県立図書館の2施設は、外壁について全面的な改修が必要と判定されました。

② 教職員住宅

- ・ 約9割の施設が概ね良好又は劣化はあるものの部分的な修繕で対応可能な状態であることが確認されました。なお、2施設は「屋根・屋上防水」について全面的な改修が必要と判定されましたが、うち1棟は令和3年度に改修工事を予定しており、もう1棟は今後用途廃止する予定です。

4 長寿命化計画

(1) 対象施設の修繕・更新費用の見通し（長寿命化計画）

① 社会教育施設

- ・ 劣化が建物躯体へ悪影響を与える「外壁、屋根・屋上防水」の劣化状況の調査結果を踏まえ、適切な維持管理がなされていることから、耐用年数を一般社団法人日本建築学会が示す標準的な建築物の目標耐用年数の上限値である80年まで延長することを目標に長寿命化を図ります。
- ・ さらに、施設ごとに改修工事の後ろ倒しや前倒しを行うことにより、年度ごとの改修費用の平準化を図ります。

⇒耐用年数80年を前提とする改修費用の試算結果【B】

2021(令和3)～2050(令和32)年度の30年間で合計約56.4億円、年平均約188百万円

② 教職員住宅

- ・ 入居状況や立地場所等を総合的に勘案の上、ニーズの高い施設について、優先的・計画的に修繕工事を行い長寿命化を図ります。
- ・ 築40年を経過した施設は大規模修繕を行わず、築50年を経過した施設は原則として廃止するものとして試算しました。

⇒長寿命化対策後の改修費用の試算結果【B】

2021(令和3)～2050(令和32)年度の30年間で合計約3.0億円、年平均約10百万円

※①②ともに、この試算どおりに修繕工事の実施や廃止を確定するものではありません。

(2) 長寿命化計画の効果額【A】－【B】

① 社会教育施設

- ・ 計画年度内に年平均約24百万円が縮減されます。

② 教職員住宅

- ・ 計画年度内に年平均約21百万円が縮減されます。

5 長寿命化計画の継続的運用方針

(1) 情報の整理と活用

- ・法定点検や日常点検を行い、結果を一元的に把握し、改修の優先順位や改修部位の検討に活用します。

(2) 推進体制

- ・県教育委員会は施設管理者と連携し、本計画に基づく改修等を着実に実施していきます。

(3) フォローアップ

- ・5年ごとの進捗状況のフォローアップを行い、必要に応じ本計画の見直しを行います。